

令和2年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（神奈川県）「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校については中等教育学校前期課程を含む）。

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校25校、中学校11校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	36,536	5.7	43,614	6.8	41,056	6.5
	中学校	29,320	8.9	28,518	8.8	21,293	6.6
神奈川県	小学校	6,170	14.5	6,944	15.6	6,054	12.1
	中学校	3,277		3,142		1,708	
小田原市	小学校	74	8.1	109	12.1	74	8.4
	中学校	85	19.0	144	33.1	67	15.6

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	10	3
生徒間暴力	58	58
対人暴力	4	1
器物損壊	2	5
合計	74	67

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	6	42
2年生	12	8
3年生	10	15
4年生	8	
5年生	10	
6年生	11	
合計	57	65

暴力行為は令和元年度と比較して、小学校では35件減少、中学校では77件減少しました。これは2か月間の臨時休業や休業明けの感染症対策の中で、児童生徒同士の接触機会が少なかったことが影響したと考えています。また、中学校1年生の暴力行為発生件数が突出していることについては、新しい関係を築く入学時期が休業となり、学級づくりや互いの理解を深める取組、行事の縮小及び中止により、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決する」等のコミュニケーションスキルを学ぶ機会が減少したためと考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	425,844	66.0	484,545	75.8	420,897	66.5
	中学校	97,704	29.8	106,524	32.8	80,877	24.9
神奈川県	小学校	20,155	38.1	22,782	43.1	19,287	35.6
	中学校	4,659		5,114		3,619	
小田原市	小学校	479	52.7	595	66.0	555	62.9
	中学校	194	43.3	394	91.1	244	56.8

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	265	111
仲間はずれ、集団による無視をされる	62	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	121	32
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	22	11
金品をたかられる	3	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	30	22
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	74	14
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	15	45
その他	18	8

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和3年3月31日現在の状況	69.4%	75.8%
令和3年7月20日現在の状況	97.3%	99.6%

いじめの認知件数は令和元年度と比較して、小学校では40件、中学校では150件減少しました。ここ数年は、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進んだことで、認知件数は増加傾向にありました。各学校が日頃の児童生徒の見取りをきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、早期に対応する取組が定着してきていると捉えています。令和2年度の認知件数が減少した理由は、2か月間の臨時休業や児童生徒同士が感染対策等により接触する機会が減ったことによる影響と考えています。

いじめの態様別では、例年同様「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、中学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が減少し、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が増加するなど、感染症対策により生徒同士のコミュニケーションの態様に変化しつつあることが要因の一つとして考えられます。

個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、小中学校とも、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	44,471	0.7	52,905	0.8	63,350	1.0
	中学校	114,379	3.8	122,519	4.1	132,777	4.1
神奈川県	小学校	3,739	0.83	4,578	1.02	5,126	1.15
	中学校	8,855	4.40	9,570	4.80	9,141	4.56
小田原市	小学校	94	1.03	114	1.27	112	1.27
	中学校	224	5.00	203	4.69	219	5.09

令和2年度の不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	6	18
学業の不振	5	4
親子の関わり方	12	3
生活リズムの乱れ、あそび、非行	13	23
無気力、不安	55	150
その他	21	21
合計	112	219

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	5	3	2	7	15	11	2	12	23	14	18	47	65	37	28	31	30	65	28	133	86
5		5		22		13		35		32		112		65		61		93		219	
R1不登校者数		7		9		13		22		26				37		34		68			

不登校者数は、令和元年度と比較して、小学校では2人減少し、出現率は変化していません。中学校においては、16人増加し、出現率は0.40ポイント増加しました。全国的に、緩やかな増加傾向にあります。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の49%、中学校では全体の68%を占めています。また、例年の状況に加え、臨時休業や感染症対策の影響等により、生活リズムの乱れなどにつながり、登校しない状況が続いてしまっている児童生徒が、やや増加しています。

令和2年度、中学校においては不登校が継続する傾向が見られ、各学年とも新規不登校者数が加わったため、全体の不登校者数が増加したと考えられます。

4 今後の主な取組

<暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるよう、指導していきます。
「有形・無形を問わず、力による解決はいかなる理由からも認められず、許されない行為である」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、児童生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、SNSを介したいじめや、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に図るための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携しながら取組をすすめます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、「魅力ある学校づくり」を目指し、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。また、全職員が児童生徒に寄り添い、一人ひとりと関わる中で「何か困難な状況があるかもしれない」といった視点を持ち、早期発見と個々の状況に合った支援の充実に目指します。
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、児童相談所などの他機関と連携しながら取組をすすめます。
- 市教育委員会においては、「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向の児童生徒や、その保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問をおこないます。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりをすすめていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093